

丸森町出会い創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、独身の男女を対象に結婚の促進を目的とした事業を実施する者に対し、事業を支援するため、その経費を助成するものとし、その交付に関しては、丸森町補助金等交付規則（平成11年丸森町規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、結婚希望者を対象に実施する男女の出会いの場を創出するイベント、交流会等の事業（以下「イベント等」という。）及びイベント等をより効果的なものとするための事前セミナー等とし、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 参加者は、男女とも独身かつ20歳以上の者とする。
- (2) 参加者総数は、10人以上とする。
- (3) 参加者の男女の比率は、どちらかが30パーセント未満としないようにすること。
- (4) 参加者のうち町内在住者の比率は、参加者の50パーセント以上とする。

2 前項に掲げるもののほか、独身の男女の親族を対象に実施するセミナー及び相談会で、次のいずれにも該当するときは、補助事業と認めるものとする。

- (1) 参加者は、独身の男女の親族とする。
- (2) 参加者総数は、10人以上とする。
- (3) 参加者のうち町内在住者の比率は、参加者の80パーセント以上とする。
- (4) 事業に要する経費の50パーセント以上を参加費で賄っていること。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象となる事業者は、町内に住所又は所在地を有する者とする。ただし、結婚の仲介を業とする者、宗教活動、政治活動、選挙活動若しくはこれらの団体の宣伝活動を行う者又は公益を害する恐れのある者については、対象としない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の上限額は、50,000円とし、別表に掲げる対象となる経費の額及び事業に要する経費から参加費その他収入を控除した額を比較して、そのいずれか少ない方の額とする。

2 同一の事業者における1年度当たりの補助の回数は、2回とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、丸森町出会い創出事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、町

長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(決定の通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該補助事業に係る書類を審査のうえ、補助金交付の可否を決定し、丸森町出合い創出事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）又は丸森町出合い創出事業補助金不交付決定通知書（様式第3号。以下「不交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(補助事業内容の変更)

第7条 前条に規定する交付決定通知書を受理した申請者（以下「補助該当者」という。）は、第5条の規定により提出した内容を変更しようとするときは、丸森町出合い創出事業補助金変更申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更申請書の内容を審査のうえ、丸森町出合い創出事業補助金変更承認通知書（様式第5号）又は丸森町出合い創出事業補助金変更不承認通知書（様式第6号）により、補助該当者に通知するものとする。

(補助事業の全部又は一部中止の場合の措置)

第8条 補助該当者は、補助事業を中止しようとするときは、丸森町出合い創出事業中止届（様式第7号。以下「中止届」という。）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定により、中止届が提出された補助事業で、中止までに要した経費があっても、その経費は、補助該当者の負担とする。ただし、気象条件、災害その他不測の事態により中止する場合であって、補助該当者において既に執行済み又は経費の執行が確定している経費について、町長が補助対象とすると認めたときは、前条、次条及び第10条の規定を準用する。

(実績報告)

第9条 補助該当者は、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、丸森町出合い創出事業補助金実績報告書（様式第8号。以下「実績報告書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 実施状況報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 10 条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、丸森町出合い創出事業補助金交付額確定通知書（様式第 9 号）により、補助該当者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定額と確定額が同じときは、前条に規定する通知書を省略することができる。

（補助金の交付）

第 11 条 町長は、前条の規定による通知後に、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第 12 条 町長は、前条の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に交付決定額の全部又は一部を概算払することができるものとする。

2 補助該当者は、前項の規定により、補助金の概算払を受けようとするときは、こらいん出合い創出事業補助金概算払申請書（様式第 10 号。以下「概算払申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、概算払申請書を受理したときは、書類を審査のうえ、概算払の可否を決定し、丸森町出合い創出事業補助金概算払決定通知書（様式第 11 号）又はこらいん出合い創出事業補助金概算払不交付決定通知書（様式第 12 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の追加交付）

第 13 条 町長は、前条の規定により概算払を行った場合において、補助金の確定額が概算払額を上回ったときは、補助金を追加交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第 14 条 町長は、補助該当者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）この要綱の規定及び補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

（2）補助金の目的に該当する事業を実施しないとき。

（3）申請書の内容と事実が著しく異なったとき。

（4）前 3 号に定めるもののほか、町長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、丸森町出合い創出事業補助金取消し通知書（様式第 13 号）により補助該当者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 15 条 町長は、次に該当するときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（1）前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき。

(2) 第10条の規定により補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき。

(秘密の保持)

第16条 補助事業に関係する全ての者は、当該事業の活動を推進するために必要な場合を除き、当該事業により知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

補助対象経費一覧表

対象となる経費
1 会場使用料及び借上料（備品及び音響機器を含む。）
2 バス借上料
3 広告宣伝費
4 講師及び司会者費用（謝礼及び旅費）
5 事務経費
6 その他消耗品費（ゲーム消耗品等を含む。）

備考

- 1 「1 会場使用料及び借上料（備品及び音響機器含む。）」については、補助該当者自らの施設等を使用するときは、補助対象としないものとする。また、料金基準がない施設等の使用料は、補助対象上限額を10,000円とする。
- 2 「2 バス借上料」の対象区間は、参加者の集合場所から解散場所までとする。
- 3 「4 講師及び司会者費用（謝礼及び旅費）」については、補助該当者自ら行うときは、補助対象としないものとする。